

リスク管理

会社法において、すべての大企業（資本金5億円以上または負債200億円以上の株式会社）は内部統制システム構築の基本方針を決定することが義務付けられた。内部統制システム構築に関する基本方針は、06年5月1日以降の最初の取締役会で決定することとなっているため、多くの企業ではすでにこの基本方針を定めているだろう。しかし、基本方針を定めればとどろあえず終わったと思ってしまうのである。

◇ 内部統制システムが構築されていなくても罰則はないが、事業報告として開示することからも、株主等のステークホルダーから内部統制の実行を強く求められると考えるべきだ。さらに、昨今の株主代表訴訟など裁判の

会社法の内部統制

会社法における内部統制

(取締役会設置会社の場合)

1. 内部統制システムの構築
取締役会は、業務の適正を確保するための体制(いわゆる「内部統制システム」)構築の基本方針を決定する
2. 内部統制システムに関する開示
取締役会は、内部統制システム構築についての決定または決議の概要を事業報告として(株主会にて)開示する
3. 内部統制システムの監査
内部統制システムに関する決定または決議の内容は、監査役の監査を受ける

のリスクを対象としているのである。それでは、このように広範囲にわたる内部統制システムを構築し、実行していくためにはどうすれば良いだろうか。企業によってその方法は異なると思うが、一般には以下のような方法が有効と考えられる。

実務担当者として事務局長を任命するような方法も有効だろう。

実務担当者が行うべきことは、体制を「見える化する」ことである。「見える化する」とは、規程などのルールとして「文書化すること、およびルールが実行されたことを「記録すること」である。例えば、コンプライアンス管理規程でコンプライアンス委員会の設置やコンプライアンス教育実施等に関する事項を文書化したならば、その実行を「委員会議事録」「教育計画」「教育記録」などとして記録する。記録の作成は、内部統制の実行を担保するとともに、有効性を評価するために監査を受ける場合の資料としても重要なのである。

判例からも、万二不祥事が起こって会社に重大な損失が発生した場合、取締役は内部統制システム構築の不備に基づく責任を問われることになる。会社法が定める内部統制は、「職務の執行が法令および定款に適合する

こと」や「損失の危険の管理」といった、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理体制の整備など、広範囲にわたっている。い

いかえれば、内部統制が有効に機能していないことが重要だ。検討委員会のような組織を設けて役員以上を委員長とし、

リスクマネジメント

ABC

「責任と権限」与え実行